

宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会会則

(名 称)

第 1 条 この会は宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会（以下この会という）と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は会員相互の親睦を図り、母校の発展及び文化の向上と産業の伸展に寄与することを目的とする。

(事務局及び支部)

第 3 条 この会の事務局は宇都宮共和大学宇都宮シティキャンパスに置く。
また必要があれば支部及びその事務局を置くことができる。

(事 業)

第 4 条 この会は第 2 条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 同窓会名簿の作成
2. 母校への後援
3. 会員相互扶助に関する事項
4. その他、この会の目的を達するための必要と認める諸般の事業

(会 員)

第 5 条 この会の会員は名誉会員、特別会員、正会員、準会員とする。

1. 名誉会員 この会に縁故のある者で会長の推薦により総会で承認された者
2. 特別会員 大学教職員
3. 正 会 員 卒業生、並びに本大学・本学部籍を置いた者で理事会が承認した者
4. 準 会 員 本大学・本学部籍に在籍中の者

(役 員)

第 6 条 この会の運営を図るため次の役員を置く。

1. 名誉会長 (学長)
2. 顧 問 若干名
3. 会 長 1名
4. 副 会 長 若干名
5. 支 部 長 若干名
6. 理 事 (常任理事を含む) 若干名
7. 監 査 2名

(顧 問)

第 7 条 顧問は理事会の承認を経て会長がこれを推薦する。
顧問は会長の諮問に応ずる。

(会長、副会長)

第 8 条 会長、副会長は正会員の中より理事会の推薦により総会の承認を受ける。会長はこの会を総括代表する。副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。

(支部長)

第 9 条 支部長は各支部より選出する。

(理事)

第 10 条 理事は毎年度卒業生より選出する。理事は理事会において重要な事項を協議する。

(常任理事)

第 11 条 理事会で互選する。常任理事はこの会の一般業務を処理する。

(監査)

第 12 条 監査は正会員中より理事会の推薦により総会の承認を受ける。監査はこの会の業務及び財産を監査する。

(事務局員)

第 13 条 事務局員は特別会員から選出した理事をもって構成し、この会の一般業務並びに運営にあたる。

(任期)

第 14 条 役員の任期は1か年とし再選を妨げない。役員に欠員を生じた時は理事会の議を経て後任役員を補充する。但し補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 15 条 この会の会議を分けて総会、理事会、常任理事会とする。

(総会)

第 16 条 総会において付議されるべき事項は次の通りである。

1. 予算及び決算
2. 会務の報告
3. 会則の変更
4. その他重要事項

(定時及臨時総会)

第 17 条 総会は年1回開催する。

臨時総会は理事会が必要と認めた時に開催する。

(理事会)

第 18 条 理事会は総会に次ぐ議決機関で常任理事会により提出された事項を審議する。

(常任理事会)

第 19 条 常任理事会は次の事項を行う。

1. 理事会に提出すべき議案の審議
2. 会務の処理
3. 緊急を要する事項の審議並びに処理
4. その他重要でない事項の処理

(召 集)

第 20 条 臨時総会，理事会，常任理事会は会長が招集する。

(議 事)

第 21 条 会議は定数の三分の二以上出席（委任状を含む）を以って成立し，議事は過半数で決定する。

定数不足により再度，会議を開いた場合は定数にかかわらず成立する。

(経 理)

第 22 条 この会の経費は，会費，寄付金，基本財産の利子を以って当てる。

準会員は終身会費として卒業年時に 10,000 円を納入するものとする。

第 23 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(細 則)

第 24 条 この会の施行について必要な事項に関する細則は別にこれを定める。

(施行期日)

第 25 条 この会則は平成 14 年 7 月 9 日から実施する。

<改定> 平成 18 年 4 月 1 日 大学（宇都宮共和大学）名称変更に伴う改定

<改定> 平成 23 年 4 月 1 日 大学改組（シライト学部）明記に伴う改定

<改定> 平成 28 年 11 月 6 日 第 21 条（議事）の改定

<改定> 平成 30 年 11 月 4 日 第 17 条（定期及び臨時総会）の改定